

## 徳島県環境審議会生活環境部会 会議録

### 1 日 時

平成28年11月8日（火） 午後2時から午後3時5分

### 2 場 所

徳島県庁 10階 大会議室

### 3 出席者

<委員> 委員17名中14名が出席

（1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略）

井内一貴委員，亀和万喜委員，近藤光男委員，貞本秀昭委員，  
東條昭二委員，中村英雄委員，中村秀美委員，林容子委員，町口美千代委員  
萬野行子委員，水口裕之委員（副部会長），本仲純子委員（部会長），

（2号委員：市町村長又はその指名する職員，五十音順，敬称略）

石川洋至委員（代理出席），松崎由美委員（代理出席），

<事務局>

手塚県民環境副部長，津田環境管理課長 ほか

### ○ 会議次第

1 開会

2 挨拶

3 審議

徳島県生活環境保全条例の一部改正について

4 その他

5 閉会

### ○ 配付資料

会議次第

出席者名簿

配席表

徳島県生活環境保全条例の一部改正に係る徳島県知事から環境審議会会長宛の諮問文  
（写）

徳島県生活環境保全条例の一部改正に係る環境審議会会長から生活環境部会長宛の付  
議文（写）

資料1 徳島県生活環境保全条例の一部改正について（概要）

資料2 徳島県生活環境保全条例の一部改正について（説明用）

資料3 徳島県生活環境保全条例（一部抜粋）

資料4 総量削減制度の概要について

参 考 第7次総量削減計画

## ■議事概要

### 【事務局】

ただ今から、徳島県環境審議会生活環境部会を開催いたします。

本日の出席委員は14名となり、当部会の委員数17名の過半数が出席しておりますので徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定によりまして、この会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議につきましては、公開とさせていただきます。

また、徳島県環境審議会運営規程第9条で、会議録の作成が義務づけられており、当部会の議事につきましても録音させていただきますので御承知ください。

それでは、はじめに、県民環境部 副部長の手塚から、御挨拶を申し上げます。

（挨拶）

### 【事務局】

ここで、本日の会議資料の御確認をお願いします。

（会議資料の確認）

### 【事務局】

それでは審議に移ります。本日の案件については、知事から環境審議会会長に、諮問されております。

また、徳島県環境審議会運営規程第6条第1項の規定により、環境審議会会長から当部会に付議されております。

なお、当部会の議事進行については、徳島県環境審議会運営規定第3条及び第7条第2項の規定に基づき、部会長が行うこととなっておりますので、本仲部会長に議長をお願いし、議事を進行いただきます。

また、御発言される際につきましては、お手元の白いボタン、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

なお、資料をお送りした時点では、2件審議予定でしたが、本日の審議案件は1件となっておりますので御了承ください。

それでは、本仲部会長、よろしく願いいたします。

### 【部会長】

本仲でございます。これからの議事の進行をさせていただきますので、委員の皆様方におかれましては、審議に対する御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。また、徳島県環境

審議会設置条例第5条第5項に部会長があらかじめ職務代理者を指名するとあります。引き続き水口委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは、ただいまから審議に入ります。

「徳島県生活環境保全条例の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（徳島県生活環境保全条例の一部改正について）

【部会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明いただきましたが、これに対して何か御意見や御質問はございませんでしょうか。

1, 4ジオキサンは新しくいれるということで、カドミウム, 鉛, 砒素, ジクロロエチレンは法に従ってその値にそろえるということです。

【委員】

説明はよく分かったんですが、関連することで御存知でしたら教えていただきたいことが2点。ひとつは、亜鉛は県内ではどこから出ているのか、発生源はどこでしょうかということと、もうひとつは水質汚濁防止法ということで、他の汚染に関しては汚染という言葉を使っているのですが、水質に関しては水質汚濁という用語を使っている理由を御存知でしたら教えていただきたい。

【事務局】

亜鉛に関しては、使われている用途としてはメッキ, 染料, 農薬, 電池や目の点眼などがあります。P R T Rですね, 県内の業種として使用しているのが医薬品製造業であったり, 鉄鋼業, 飲料, たばこ, 飼料製造業, そのほかパルプ加工品製造業でも出たり, 排出実態があります。ただP R T Rですので水にすべて出ているわけではなく, 廃棄物として使用されて移動していく分も含めてこういった業種で使われているという実態です。

水質の汚濁という言葉ですが, 大気や土壌については汚染, 水質については汚濁ということですが, 今現在では明確にはわからない状況であります。汚濁の中に汚染があるようなイメージですが。

【委員】

私の感覚では汚染が広くて汚濁が公共用水域だけに適用されているのではないかなと。というのも水質汚濁防止法は公共用水域を対象としているのでそういうことかなと思ったりしています。

【委員】

改正される量というのは厳しくなっていますが, 5つのうち1, 1-ジクロロエチレン

だけが緩くなっているのですが、理由はわかりますか。

【事務局】

国の水質汚濁防止法についても科学的知見が生まれて、現状よりも基準値を緩くしてもよいと変更されています。それに合わせ我々も厳しくするものは厳しくするのですが、化学的知見の中で緩和できるものについては緩和していくということです。水はきれいにしていくという一方で産業活動という側面から必要以上に厳しくしていくことはないことからこのたび法に合わせて緩和しています。

【委員】

非常に微量なんですが、検出方法は指定があるのでしょうか。

【事務局】

検出方法は国で決められた方法があります。条例に関しても同じようにすると示しており、お配りした資料3条例別表17に排水基準を定める省令第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合における検出値とするということで、国で環境大臣が定めた方法により測定しております。

【委員】

県庁でするわけではなく業者さんをお願いすると思うのですが、標準濃度液に対するばらつき、業者の何回か試験をしたときのばらつき表についてもチェックできているのでしょうか。

【事務局】

今回の排水水については、徳島県では基準が事業者にかかっておりまして、事業者で違反がありましたときは、改善が必要になるため、県の機関で分析をしております。

公共用水域等の一般環境に関しては業者に委託している状況ではありますが。

【委員】

亜鉛は必須元素で貝にはかなり含まれていると思うんですが、2mg/L以下ということでしょうか。それともこれ以上これ以下という濃度基準でしょうか。

【事務局】

排水の規制ですので許容限度となります。ここまで許容できますよ、排水してもいいですよということになります。これ以上ですとだめですよということになります。

【委員】

河川でしたら排水というのではなくこれ以上、これ以下の濃度にいることに望ましいということはないですか。

【事務局】

河川でしたら、亜鉛の環境基準があります。河川や湖沼は類型というのを指定しており、河川の使用実態にもよりますが、すべての類型で0.03mg/L以下というのが環境の基準、目標とすべき水質というように国ではなっています。

【委員】

範囲ということではなくてこの数値を目指すということですか。

【事務局】

そうです。この数値を目指すということで環境基準を設定しています。

【部会長】

ありがとうございました。

そのほか、ございませんか。

ないようでしたら、徳島県生活環境保全条例の一部改正についてこれで進めていくことになると思います。

それでは事務局から今後のスケジュールについて御説明をお願いします。

【事務局】

(今後のスケジュールについて)

【部会長】

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、その他の事項に入っていきたいと思います。

総量削減の概要について説明をお願いします。

【事務局】

(総量削減の概要について)

【部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に対しまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

【委員】

前に藻場とプランクトンのために窒素やりんがある程度必要ですよということで、必要な量は今、わかっているのですか。

【事務局】

栄養塩の貧栄養化ということで、藻場や漁獲量に栄養塩が影響を及ぼしているということですが、第7次の計画では窒素につきましては一日あたり19 t、りんについては一日あたり1.5 tという総量削減の計画を立てております。今現在、窒素、りんについては国では状況を見ながら必要な措置を講じるということになっておりますが、窒素、りんについては現状維持で考えております。

【委員】

もう一点は、窒素、りんが瀬戸内海において平成11年に急に減ってるんですが、特にその他の部分の農林業から出てきているんですが、何か措置を講じたのでしょうか。

【事務局】

窒素、りんに関しては、まずは当初、この資料の14ページにございますが、CODをもとに総量削減計画を進めておりましたが、第5次からCODの削減だけでは赤潮等の対策ができない、富栄養化の窒素・りんについても対策すべきだという提言がなされたので、この年から窒素・りんについても総量削減を行いました。このことが結果として出てきたのが丁度11年から16年の間で、窒素・りんが下がってきた理由かと思えます。

【委員】

具体的にはどんな措置をされましたか。

【事務局】

総量削減計画の中の柱のひとつである総量規制基準値を新たに設けまして、特に事業者ですが、県内にもあります50 t以上の排水を行う事業所に対して、窒素・りんの規制を新たにかけたことで、事業所側としてはそれまで行っていなかった凝集沈殿や新たな対策を取ることによって、それまで窒素・りんをそのまま流していたものを回収して公共用水域に流さないという対策を取り始めました。

【委員】

22頁は徳島県の話になりますが、緑の部分がその他ですよ。その他の産業は畜産業ぐらいになりますか。ですから生活系とか産業系というのは減ることは減っていますが激減はしていませんよね。

【事務局】

特にりんは0.9から0.5ということで随分減っておりますが、これについては今確かなことは申し上げられませんが、養殖業等に使われておりました肥料、飼料について、できるだけ少ない量でということをお願いをしたというのがひとつ可能性があるかとは思いますが、具体的な数字を持っておりませんので、確かなことは申し上げられません。

【委員】

栄養塩のことで、藻が黄色になるとか魚が減るとかと言った報告がありましたよね。そ

れで規制ばかりされますと、非常に工場は苦勞しております。前にパブコメでありましたように窒素を規制しながら流すことができるので、そういうことを許してほしいという意見がありましたよね。そういうような少し企業側に立ったような考え方をさせていただいて、化学的な根拠にも基づいてよしとなれば、規制緩和を行っていただくと非常に助かると思います。

【事務局】

窒素・りんについては、今現在、旧吉野川浄化センターで栄養塩管理運転検討会ができています。そこで栄養塩の管理をしながら今後の影響について検証していくことを考えております。たちまち全ての企業を緩和してということは難しいですが、国がはっきりと方針を決めていない中でできることをやっていくということで、浄化センターの管理運転を通じて徐々に進めていきますので御理解頂きたいと思います。

【委員】

19頁のCODについて、大阪湾よりも瀬戸内海が多いのはどういう理由でしょうか。

【事務局】

面積が広いということがございます。8頁を御覧頂くとわかりやすいんですが、エリアが広がりますと負荷量多くなります。瀬戸内海の中でも大阪湾で汚濁量が高いということで瀬戸内海全体はきれいなのですが、大阪湾だけはこれからがんばっていただくということで。エリアが広いところは負荷量も高くなっています。

今、御説明した総量削減については、次回の環境審議会において改めて第8次の総量削減について御審議頂くことを予定しておりますので御理解頂きたいと思います。

【部会長】

ありがとうございました。

これもちまして、本日の審議会を終了いたします。

議事の進行につきまして、御協力ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

最後になりますが、県民環境部 副部長の手塚からお礼を申し上げます。

(お礼)

以上をもちまして、徳島県環境審議会第2回生活環境部会を閉会いたします。  
長時間にわたり、ありがとうございました。